

令和8年度 奨学のための給付金（早期申請）について

（和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項）

制度の概要

和歌山県文化学術課では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当される世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

早期申請はそのうち3か月分（4～6月分）を前倒して受給できる制度です。

令和8年度に高等学校等に入学した生徒（再入学等を除く。）がいる世帯で、早期給付を希望する場合は申請してください。

この給付金を受け取るには、基準日（令和8年4月1日）現在の世帯の状況に基づいた申請の手続きが必要になります。

※7月末頃に奨学のための給付金（通常申請）を案内します。今回、早期申請をせずに、通常申請をすることで手続きは1回で済みます。

※今回の早期申請をした方も、残りの支給額（7～3月分）を受け取るためには通常申請が必要ですので、忘れずに申請をお願いします。

対象となる世帯

●令和8年4月1日現在、次の全てに該当している世帯が対象です。

1 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。

2 保護者等（2名いる場合は2名）の**令和7年度**（令和6年分）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額（以下「所得割額」という。）が182,500円未満、または生活保護（生業扶助が措置されている世帯）を受給（以下「生活保護受給世帯」という。）していること。

3 生徒が高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

●生徒及び保護者等が以下に該当している場合は、**支給対象外**となります。

- ・生徒が児童養護施設等に入所または里親に養育を委託されており、見学旅行費または特別育成費の対象となっている場合（母子生活支援施設の高校生等を除く）
- ・保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない場合

●専攻科の生徒への奨学のための給付金については、通常申請にて受付します。

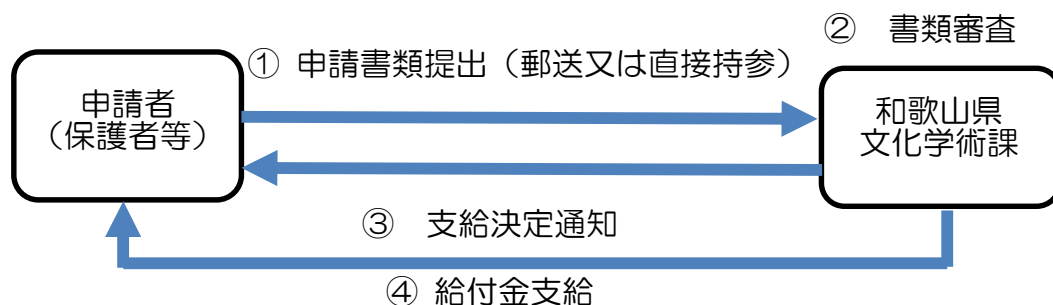
支給される金額

世帯状況	早期申請支給額(4～6月分)	
	全日制・定時制	通信制
生活保護受給世帯	13,150 円	13,150 円
所得割額0円	38,000 円	13,025 円
所得割額100円以上 105,500 円未満	12,667 円	4,342 円
所得割額 105,500 円以上 182,500 円未満	9,500 円	3,257 円

偽りその他不正の手段により給付金を受給したときまたは明らかに給付金を教育費以外の目的に使用したと認められるときは、受給した給付金を直ちに返還していただきます。

申請から給付金（4～6月分）の受取りまでの流れ

- ① 申請者（保護者等）は郵送又は直接持参により、県へ申請書類を提出
- ② 県にて書類審査後、③認定結果について県から申請者（保護者等）へ通知文書を送付
- ④ 県から支給決定を受けた申請者（保護者等）の口座へ給付金を支給



●支給時期

早期給付分の口座への入金時期については、9月末頃を予定しています。

※7～3月分を受け取るには、再度申請が必要です。

（お願い）

振込日に関するお問い合わせをいただくことがありますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別の学校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

申請に必要な書類

●提出書類

該当世帯の○がついた書類が必要となります。

申請世帯 添付書類	令和8年4月1日時点で生活保護を受給している世帯の場合	令和8年4月1日時点で生活保護を受給していない世帯の場合
①受給申請書【別記第1号様式の2】	○	○
②在学証明書【別記第2号様式】	○	○
③振込先の通帳のコピー等 ・金融機関名、支店名、口座番号、預金種別、口座名義人（カナ）がわかる通帳またはキャッシュカードのコピー ※ネット銀行等の場合、口座情報画面等でも可	○	○
④生活保護受給証明書（原本） ・発行日が令和8年4月1日以降のもので <u>受給している扶助の種類がすべて記載されているもの</u> ・申請者及び生徒が記載されているもの	○	×
⑤保護者等全員の課税証明書 ・令和7年度（令和6年分）課税証明書 <u>令和8年度の課税証明書ではありません。</u>	×	○
⑥生徒の住民票の写し（原本） ※国籍が「日本」以外の生徒の場合：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの ＊状況により追加で書類をお願いすることがあります。	○	○
※以下は、国籍が「日本」以外で、在留資格が「定住者」または「家族滞在」の生徒について、提出が必要な書類となります。		
⑦（別紙）在留資格が「定住者」または「家族滞在」の場合の確認書	○	○
⑧日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書	○	○

○添付書類について、「⑤の課税証明書」の代わりに使用できる書類は、以下のとおりです。

- ・保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される 納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書（コピー可）
- ・自営業などの場合は、毎年6月に発行される 納税通知書（コピー可）

申請期限

●令和8年7月24日（金）まで（当日消印有効）

●提出先

郵送又は直接持参により、下記までご提出ください。

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 奨学給付金担当あて

※ 対象となる世帯に生徒が2人以上いる場合は、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

留意事項

●支給先の口座情報について

申請書類の提出前に、『令和8年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いいたします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者の方から申請口座に関するお問い合わせをいただくことがあります。個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和8年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班

電話番号 073-441-2098